

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 桜桃福社会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜桃福祉会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、手数料等であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、理事会、評議員会への出席等に係る職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬額の算定方法)

第4条 役員及び評議員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人運営のため業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費 用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

1. この規程は令和元年 6月10日から施行する。

別表1 報酬額

事 項	支給額
理事会及び評議員会への出席・監事監査等	1回 10,000円
研修・入札等の法人業務のための出勤	1回 10,000円
その他の職務執行必要経費 (研修会参加費、資料代等)	職務執行に必要な額